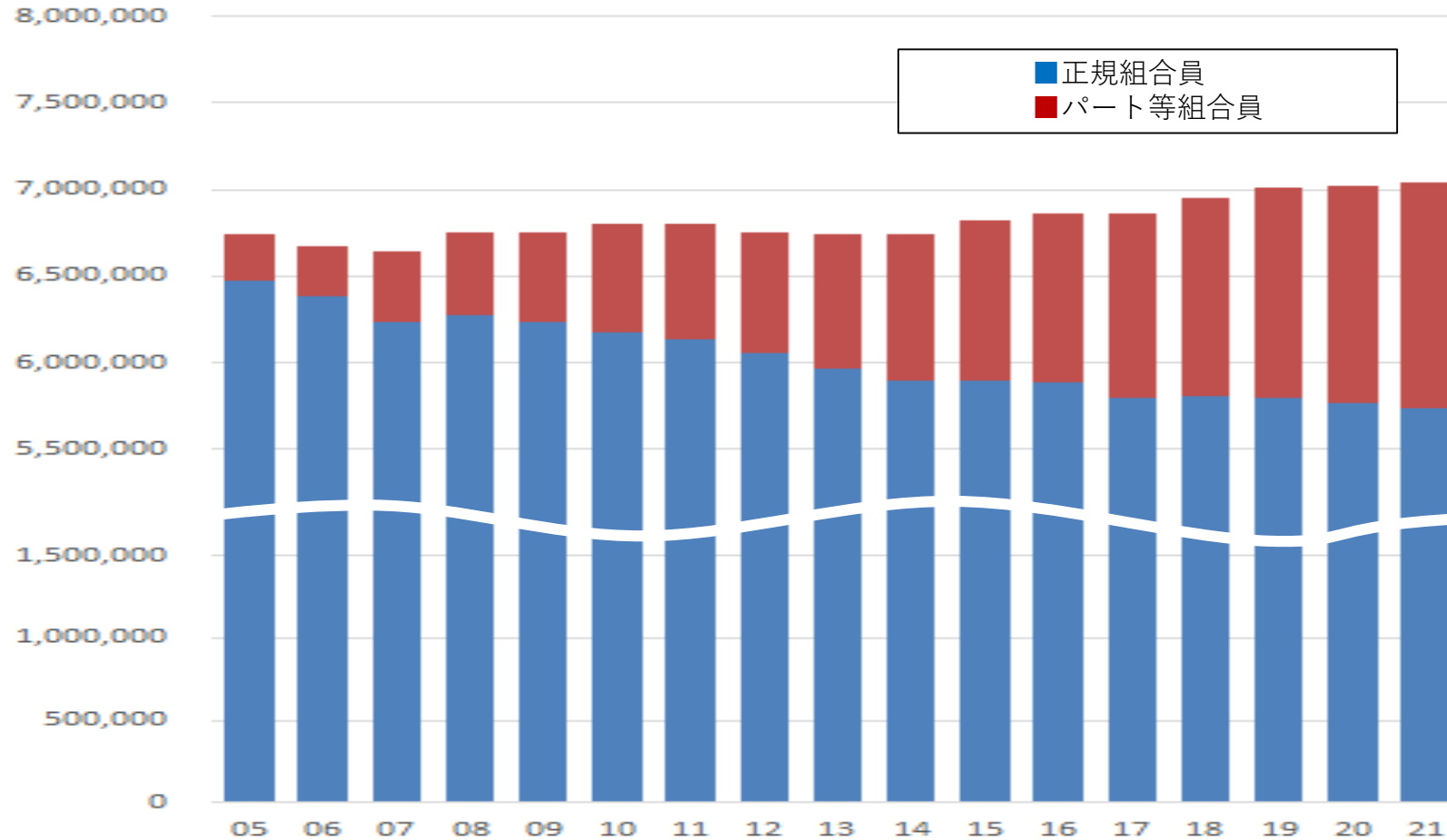


連合登録人員の推移



■注:パートタイム労働者とは、正社員・正職員以外で、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い労働者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない労働者またはパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう(労働組合基礎調査より)

パート等組合員については2005年より調査開始

■出所:厚生労働省「労働組合基礎調査」より連合作成